

国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考						
<p>本則</p> <p>第2章 部局の組織・部局長等 (組織)</p> <p>第2条 各部局に置く組織は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工学府、農学府、生物システム応用科学府、<u>連合農学研究科及び技術経営研究科</u>に置く専攻は、別表2のとおりとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3章 部局運営委員会 (組織)</p> <p>第5条 規則第24条に規定する部局運営委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学府にあっては専攻長、<u>技術経営研究科にあっては技術経営研究科長があらかじめ指名する専任教員</u>、学部にあっては学科長</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表2(第2条第2号関係)</p> <table border="1" data-bbox="181 1161 580 1321"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>技術経営研究科</u></td></tr> <tr><td><u>専門職学位課程</u></td></tr> <tr><td><u>技術リスクマネジメント専攻</u></td></tr> </table>	(略)	<u>技術経営研究科</u>	<u>専門職学位課程</u>	<u>技術リスクマネジメント専攻</u>	<p>本則</p> <p>第2章 部局の組織・部局長等 (組織)</p> <p>第2条 各部局に置く組織は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工学府、農学府、生物システム応用科学府<u>及び連合農学研究科</u>に置く専攻は、別表2のとおりとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3章 部局運営委員会 (組織)</p> <p>第5条 規則第24条に規定する部局運営委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学府にあっては専攻長、学部にあっては学科長</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表2(第2条第2号関係)</p> <table border="1" data-bbox="1077 1161 1469 1257"> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(削る)</td></tr> </table>	(略)	(削る)	
(略)								
<u>技術経営研究科</u>								
<u>専門職学位課程</u>								
<u>技術リスクマネジメント専攻</u>								
(略)								
(削る)								

附 則 (教規程第12号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。